

2

主任者制度の概要

1 はじめに

(1) 主任者になるには

貸金業務取扱主任者（以下「主任者」という）になるためには、貸金業務取扱主任者資格試験（以下「資格試験」という）に合格し、この手引きで案内する主任者登録の申請を行わなければなりません。資格試験に合格しただけでは、主任者ではなく、資格試験の合格者であるということになります。また、登録の更新を行わず、登録の有効期限を経過した場合も同様の扱いとなります。

(2) 主任者登録を受けることができる方

資格試験に合格し、登録の拒否要件に該当しない方は、申請を行うことにより、主任者登録を受け、主任者になることができます。

主任者登録の申請を行うことは個人の任意であり、主任者として業務に従事する予定のない方は登録の必要はありません。また、登録の申請を行わないことにより資格試験合格の資格が失効することはありません。

5 P 「登録の拒否要件」参照

(3) 登録事務の委任

主任者登録に関する事務は、貸金業法第24条の33の規定に基づき内閣総理大臣より委任を受け日本貸金業協会が行います。

(4) 登録講習について

貸金業法第24条の36に規定する内閣総理大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という）が行う講習です。

以下の場合、主任者登録の申請日の前6ヵ月以内に行われる登録講習を受講することが必要になります。

- ・ 資格試験に合格した日から10ヵ月（※）を超えて主任者登録の申請を行う場合
- ・ 主任者登録更新の申請を行う場合

※団体申請はこの期間が9ヵ月です。

6 P 「登録講習の免除について」参照

2 主任者制度

(1) 貸金業者の義務【参考】

貸金業者は、資格試験に合格し、主任者登録を完了した主任者を営業所または事務所ごとに所定の数（貸金業の業務に従事する者に対する主任者の割合が50分の1以上となる数）を配置し、管轄の財務局長または都道府県知事（以下「登録行政庁」という）に届け出る必要があります。

(2) 主任者の役割

貸金業法上、「貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者が、貸金業に関する法令の規定を遵守して、貸金業の業務を適正に実施するために必要な助言又は指導を行う」とされています。

また、「貸金業者は、主任者がこうした助言及び指導の職務を適切に遂行できるよう配慮しなければならない。貸金業務に従事する使用人その他の従業者は、主任者が行う助言を尊重し、その指導に従わなければならない」とされています。

(3) 登録の有効期間

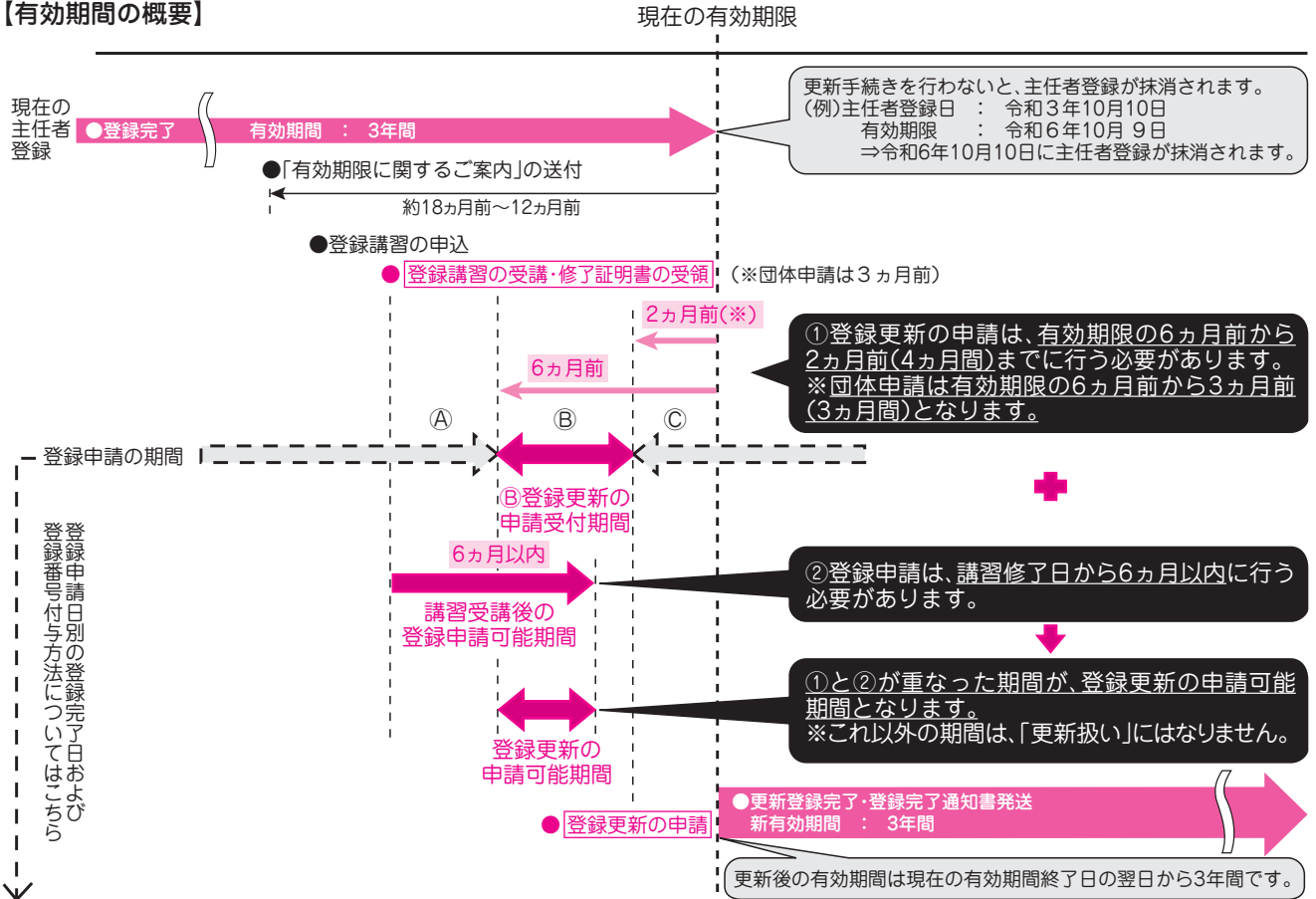
登録の有効期間は主任者登録日から3年です。

更新を受けなければ、その期間の経過によって主任者登録の効力を失い、主任者登録は抹消されます。

主任者登録日の3年後の期日をもって主任者登録の効力を失います。

35 P 「主任者登録の抹消」参照

【有効期間の概要】



申請日	登録完了日	登録番号	その他
① 有効期限の6ヵ月前より前の申請	登録事務完了日 (申請の受理から約2ヵ月後)	新たな登録番号	現在の主任者登録の残存する有効期間は無効となります。
② 有効期限の6ヵ月前から2ヵ月前 (団体申請は3ヵ月前)の期間の申請	現在の有効期間終了日の翌日	現行の登録番号	
③ 有効期限の2ヵ月前 (団体申請は3ヵ月前)より後の申請 ※主任者登録抹消後の申請も含む	登録事務完了日 (申請の受理から約2ヵ月後)	新たな登録番号	現在の主任者登録の有効期間内の申請の場合でも、標準処理期間(2ヵ月間)を超えているため、現在の主任者登録の有効期間満了をもって一旦、主任者登録が抹消されます。(登録抹消通知が発送されます)

現在主任者として登録行政庁に届出されている方は、上記②の期間の申請（更新申請）されることをおすすめします。

33P 更新申請について詳細は「主任者登録の更新」参照

(4) 個人が行う手続き

	内 容	参照ページ	
主任者登録前	資格試験受験	資格試験の実施要領等の案内を協会ホームページで閲覧することができます。	
	主任者登録の申請	6ページ	
主任者登録後	登録行政庁への届出に関する事	所属する貸金業者へ「登録完了通知」の写しの提出	
	主任者登録に関する事	主任者登録変更の申請	25ページ
		主任者登録抹消の申請	26ページ
		死亡等の届出	27ページ
		「マイページ」登録	28ページ
		更新申請日前6ヵ月以内の登録講習機関が実施する登録講習の受講	30ページ
		主任者登録更新の申請	33ページ

【参考】主任者に関して貸金業者が行うこと

- ①登録を完了した主任者の所定数の設置と管轄の財務局長又は都道府県知事への届出
- ②主任者が適切に指導、助言を行うことができるよう必要な配慮（役職員が指導又は助言を受けた場合、役職員をして、主任者が行う助言を尊重させ、指導に従わせる）
- ③資金需要者等から請求があった場合の主任者氏名の明示
- ④予見しがたい事由により法令で定める主任者数を下回った場合、2週間以内に規定に適合させるための必要な措置及び届出
- ⑤営業所又は事務所ごとの従業者名簿の備付けと10年間の保存（主任者であるか否かの別）
- ⑥貸付条件等の掲示（主任者氏名を含む）
☞営業所又は事務所について、法令で定める数の主任者を配置しなかった場合は、監督上の処分として、貸金業登録の取消し又は業務停止命令をうけることとなりますので、主任者の設置状況とその有効期限の管理をする必要があります。

3 登録の拒否要件

貸金業法第24条の27第1項に該当する方は、主任者として登録を受けることはできません。

「貸金業法第24条の27第1項」（抜粋）

登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、主任者登録を拒否しなければならない。

- 1 心身の故障のため貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者（※）
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 第24条の6の4第1項、第24条の6の5第1項又は第24条の6の6第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により第3条第1項の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内にその法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。）であった者で当該取消の日から5年を経過しないもの）
- 4 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第12条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 6 暴力団員等（※）
- 7 第24条の30各号のいずれかに該当することにより主任者登録の取消しの処分を受け、その処分の日から5年を経過しない者
- 8 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者として内閣府令で定める者（※）

※1号の「内閣府令で定める者」とは、「精神の機能の障害のため、貸金業務取扱主任者の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を指します。

※6号の「暴力団員等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを指します。（貸金業法第6条第1項第6号より）

※8号の「不正な行為等をするおそれがあると認められる者」は、貸金業法施行規則第5条の2に規定されています。

「貸金業法施行規則第5条の2」（抜粋）

法第24条の27第1項第8号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 法第24条の6の4第1項各号又は第24条の6の5第1項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの日までの間に法第10条第1項第4号又は第5号の規定による届出をした者（解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から5年を経過しないもの
- 2 前号の期間内に法第10条第1項第2号、第4号又は第5号の規定による届出をした法人（合併、解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であった者であって、前号に規定する通知があった日以前30日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあったもので当該届出の日から5年を経過しないもの
- 3 法第24条の6の4第2項の規定により解任を命ぜられた役員（同項に規定する役員をいう。次号において同じ。）でその処分を受けた日から5年を経過しない者
- 4 法第24条の6の4第2項に該当するとして役員の解任を命ぜられた処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの日までの間に退任した当該命令により解任されるべきとされた者（退任について相当の理由がある者を除く。）で当該退任の日から5年を経過しない者